



暴利とは何ぞや

平井, 泰太郎

(Citation)

国民経済雑誌, 65(4):453-474

(Issue Date)

1938-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00055389>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00055389>



暴利とは何ぞや

平井 泰太郎

要目

- 一、開 題——物價統制の進展と暴利問題
- 二、暴利概念に於ける『暴』——暴利概念の相對性及び倫理性——暴利と竊盜及び詐欺——經濟主義の相違と暴利
- 三、暴利概念の非明確性——評價の客觀性と主觀性——暴利取締と公權の發動——暴利決定の基準——緊迫狀態に於ける暴利取締——産業組織の推移と暴利取締——戰時經濟體制と暴利取締
- 四、暴利概念に於ける『利』——高利と暴利——商人的收益に於ける常習的暴利——經濟的勢力不均等なる者の間の取引に於ける暴利——不正取引と暴利——市場價格の惑亂——大規模經營及び組織的經營機構と暴利
- 五、暴利概念の決定——其重大性——暴利取締の諸法令の間に於ける不統一及び隔實踐性
- 六、暴利と利益率の公定——利益率の公定と釘附け——平均利益率と經營の安定——利益率の幅と抱合——弱小經營に於ける利益の性質——暴利取締と弱小經營の更生
- 七、暴利取締と原價主義——市場經濟の更正と原價主義——原價主義の強制徵收性——原價主義と暴利
- 八、結 語

暴利とは何ぞや

戰時經濟體制の強化に伴ふ物價統制の進展は、産業及び商業取引の上に著しき變革を加ふるに至つた。殊に暴利取締令の數次に亘る改正及び強化、物品販賣取締規則の制定、重要産業統制法の新活用、各種物資の使用及び配給制限、中央及び地方物價委員會の組成、之に伴ふ特別委員會並びに部門的専門委員會の構成、公定價格及び基準價格の規定、經濟警察制度の創成、及び物價調査委員會制度の新設、等々と言ふが如き諸經濟政策が相次いで實行せらるゝに及び、業界の混亂と當惑とは、その極に達したるかの如き感がある。

これらの諸法令及び諸規則が充分の餘裕なくして強行せられざるべからざりし實情にあつたために、當業者も、その局に當る當局者も、據るべき基準に迷はざるべからざりし場合もないではなかつた様である。殊に物價對策の基準となるべき『暴利』の概念の如きも、法令上明らかなるが如くにして、然も、必ずしも然らず、筆者の如きも、屢々意見を徵せらるるの機會に接したのである。この問題を採り上げて、その解明に一步を進むることは、此際必要なことである様に思ふ。

暴利とは果して何であるか。その概念は如何にして決定し得べきものであるか。その内容には、如何なるものが盛り入れつゝあるか。その有する意義如何。これ等につき一應、ひそかに考ふところの素朴なる過程を綴り、識者並びに同學の教を乞ひたいと思ふのが、この一文の問題である。

『暴利』概念の決定は、決して容易なる問題ではないのである。與へられたる前提と、經濟社會の狀勢とに従つて、その限界は、甚だ多岐性を有つて居るものであつて、抽象的に論じ得ず、又一義的に定め得ないものである。

一つの法令に於て暴利となるものが、他の法令に於て暴利とはならず、一つの地域に於て暴利となるものが、他の地域に於て暴利とはならないと言ふ様なこともある。一つの商品に於て、暴利と看做さるべきものが、他の商品に於ては然らず。同様、特定の業務に於て暴利となるものが、他の業務に於て暴利とならないと云ふ様なこともあるのである。『暴利』は、斯くの如き性質を持つて居るものであるから問題を生ずる餘地が頗る多いのである。

經濟上の概念に於て、暴利と等しく相對的な内容を持つものは、例へば『贅澤』と言ふ概念の如きがある。『贅澤』を一經濟社會の一般基準に當嵌めて決定すると云ふことは出来ない、一つの社會に於て贅澤と看做さるべきことも、他の社會に於て必ずしも贅澤とはならない。假に同一所得を持つ人の間にあつても、その屬する階層と、身分、地位、職業、等々の如何によつて贅澤を把握せらるゝ限界が異つてくる。國策の線に沿ふて、特定物資の使用、充用を制限せられたることがあつても、その用法と、場合とによつて、一概に『贅澤』とはならないのである。従つて贅澤の概念は、經濟的に決定し得ず、寧ろ文化價值並びに倫理上の意義に於てのみ決定せられる。と云ふ部分がある。『暴利』は實に、之に似た性質を有するのであつて、論者の中には、暴利は經濟上の概念を以て規定し得ず、寧ろ倫理上の意義に於てのみ決定し得べしと云ふ説をなす者のある所以である。蓋し、『暴利』の『暴』は、『正常ならざる』、『方外の』、或ひは『妥當ならざる』、若しくは『正常又は妥當ならざる手段方法による』と云ふが如き意味である。

つて、『暴利』を論ずる者の中には、『正義に反し』、『天人共に許さざる』と云ふ様な倫理的意識が含まれて居る。若しこれを經濟上の正義概念に引き入れて考ふるときは、『均等ならざる』、又は『公正ならざる』利益、又は利得を意味し、謂ふ所の『均等』又は『公正』とは、經濟狀態の均衡が破れ、若くは、破ることによつて生ずる利益、或ひは利得を意味するのである。國家が、非常時、或は戰時の狀態に入り、若くは一つの經濟社會が緊迫狀態、或は恐迫狀態に在る場合に『公平なる犠牲』、或は『公平なる負擔』をなさざるることによつて生ずる利益、或は利得が又、意味せられるのである。但し謂ふ所の『公平』、或は『公正』は、平等又は平均の意義に非ずして、與へられたる『經濟秩序』の上より相對的に決定せられ、或は又、『社會理想』の上より理念的にのみ定まるものである。

經濟狀態の均衡の破れが、本人の作爲に基かず、又、本人の責に歸すべからざる場合に於ては、本來的には『この還境を利用する』限界の如何によつてのみ、決定せられるのである。

暴利概念は、個別的關係に於ては『竊盜』概念及び『詐欺』概念と一定の關係をもつ。蓋し、現在の經濟社會に於ける基本的秩序は、私有財産制度と、之に伴ふ有償的所有交替、即ち有償交換、並びに契約自由の原則である。

『竊盜』は、他人の私有財産を暴力又は不知の間に竊取するのであるが、之に反して詐欺は、契約の自由を『不當に』利用する事によつて、故意に事實を偽り、又は隱蔽して、相手方を錯誤に陥らしめ、財産上の損害を蒙らしむるものである。然るに『暴利』は經濟上の狀態の變化を利用し、又は業務上の取引手段及び方法を用ふることによつて、『相當以上に』利益又は利得を得、相手方に『不當に』財産上の損害を與ふるの差異があるに過ぎないとなさるゝのである。

従つて、暴利は、社會的意義に於て『窃盜』に類し、『壟斷』の意味をもつものとなさるるのである。而して、取引上の意義に於ては、相手方の緊迫状態、或ひは無知を利用して不當に利益又は利得を得る意味に於て『強盜』、『強迫』、或ひは『詐欺』の性質に類する。取引上の『契約の自由』を以て、業務を営むのであるから、その限りに於て『不當』ではないが、相手方がこれに『自由に』對抗し得ず、又對處し得ざる状態にある場合に於て不當となる。

例へば、金錢の貸借に於て、持つ者と、持たざる者、又は餘裕ある者と、切迫せる者との間に生ずる契約には、『自由』の名に於て、高利が契約せられる。賣買上に於て、同様の當事者間の状態の相違により、『暴利』が生ずる。雇傭者と被傭者、問屋と手職者、大中經營者と中小經營者との間の如きに於て、同様當事者間の地位、勢力及び經濟實力の相違に基く『不當なる契約』が行はれ、不正なる取引が生ずる場合がある。この關係は、又、治者と被治者、官廳と民衆、團體と個人との間に於ける契約及び取引に於ても生ずることがある。一般大衆は、智識を有せず、消費大衆は、組織を有せざるを以て、専門者、業者、或は、權力者によつて『不當に』利益を害されることがある。この場合に於ては、矢張り『社會的暴利』が現はれるとなさるゝのである。

要之、權力、金力、團體力、又は暴力の存在により、或は、緊迫状態、強迫状態の存在により、又或は、無知、過失、妄信、過信、過大評價、若くは輕率、或は錯誤、時としては虚偽、不實、詐欺、惡意、權謀術數、等の介在により、不公平なる、又は相當以上の、又は不正なる、利益又は利得が存在すると認めらるべき場合に於て、『暴利』ありとなさるるのである。

暴利概念の決定につき、今一つ附言すべきは、正常又は、正當を論ずる者の考への中に『秩序』『傳統』或は『人情』に反したる場合を含ませて考へて居ることのあることである。例へば、我國古來の家業形態に於ては、被傭者を家族の一員の如く取扱ふ。従つて主人と傭人との關係は、親の子に對するが如き關係に立ち、『無限』に責任を負ふものである。兩者の關係は、契約或は、仕事によつて規定せられるに非ずして、『全人的に』生涯を通じて連鎖をもつ意味である。然るに、若しこの際に於て、その被傭者を計算上、又は能率上の理由により解雇するときは、人情に反し、或ひは傳統に反するが故を以て『暴』ありとなされることがある。逆に、近代的企業形態に於ては、計算經濟の確立及び能率主義による配分原則が確立し、資本上にも、配分上にも、運營の上にも『有限責任』の秩序が行はれ、契約上の權利義務の範圍内に於て、その成果の配分が規定せられる。故に、時としては『人情』に基く計算、或ひは『傳統』の名によつて行はるゝ主従關係が介在する場合に、却つて『暴』ありとなさることがある。即ち、經濟秩序、又は經濟主義を異にする立場より批判するときは、一は他に對し『暴』となり、他は却つて一を以て、『暴』となすに至るのである。

斯くの如くであるから、經營形態の更改、或ひは經濟組織の變革ある場合に於ては、相互に『暴』を生じ『暴利』と認定さるべき根源を作ることになるのである。

三

暴利は、社會的秩序の上に於て、竊盜と類似點を持ち、取引上の意義に於て、強盜、強迫、又は詐欺の持つ性質と

類似的の點をもつのであるが、竊盜、強盜、強迫、及び詐欺の如きは、既に永年に亘る私有財産制度の發達と、社會慣習の文化的意義に於ける確立とによつて、その意義及び限界が明瞭なるものあるに反して、暴利概念は、若かく明瞭なるを得ないのである。蓋し、暴利は、假令、第三者より觀て、不公平、若しくは不當が存在すると云ふ状態にあるとしても、積極的な不正、又は詐術が存する場合を除くの外、當事者間に於ては、寧ろ『善意の』『自由なる』意思と、業務上の取引慣習とに基いて、『公然平穩に』契約が取決められ、又、取引が進行した結果になるものであるからのことである。當事者の一方が、『相當以上の』利益又は、利得を得て居る場合に於ても、實は他の一方も亦『之に照應する』便宜、又は對價を得て居る場合が多いのである。例へば、社會的緊迫状態に於て、取引上の利得が巨大なる場合に於ても、そのことのみを以て、當事者間の『暴利』の存在を認定することは得ないのである。蓋し、この場合に於て、取引の成立そのものが、買手の側に於ても、相當以上の利益の根源たり得るものである事に依つて成り立つたものであるからである。只問題は、其取引の有する社會的影響にあるのである。窮迫状態にあるものが、高利を支拂つて借入金をなすが如きも、その利率の大小のみを以て暴利を論ずることは出来ない。蓋し、借手はこの金融によつて、相當以上の利得を得るのであるから、實は、その理由あることによつて、甘んじて高利を支拂ふのである。必ずしも緊迫状態なるが故ではない。これが果して高利なりや否やは、他に如何なる『自由の』金融機關ありやによつて定まる。料亭に於て、相當以上の價格が成立し、又妥當なる以上の心附が生ずる場合に於ても、之を支拂ふ者の受くる用益と、主觀的評價を考慮せずしてはその暴利を決定することが出来ない。

蓋し、個別の場合に於ける評價は、一概に客觀性を以て規定し得べからず。事象の個別性及び、歴史性に基く特殊主觀價值によつて、判斷せられざるべからざる理由をもつものであるからである。

只、現經濟社會の基本的秩序をなすところの私有財産制度、及び契約自由の原則、從つてこれによつて生ずる取引自由の原則は、公益を害し、又他人の利益を害し、經濟仲間の共同益を害し、或ひは國家社會の公序良俗に反する限りに於て、制限を受けるのである。否、國家は、國家の必要ありとなす場合に於ては、積極的に個人の私有財産制度を、全部的又は一部分的に否認し、或ひは制限を加ふることがある。契約の自由及び取引の自由も亦同様にしてこれを制限し、或ひは更改を加ふことを得るのである。從つて、暴利が禁止さるべき、或ひは取締を受くべき暴利なりや否やは、その有する反商慣習性、若しくは反社會性、並びに反公序良俗性によるか、或は、積極的に國家社會の必要に基くことを明かにするに非ずんば、これを濫りになすべからざるものである。

從つて、一般的には、暴利概念は、一國文化の程度と、傳統、及び慣習の如何によつて定まるものであるが、尙特殊的には取引者の屬する部分社會の文化意識、及び個別の傳統、及び慣習とによつて決定せらるべきものであつて、從つて、この基準は、必ずしも具體的には明確一義的たるを得ないのである。是を以て、暴利の概念を決定し、その基準を明らかならしむるがためには、明確なる慣習法の存在、特に當該部分社會に公認せられたる具體的な倫理的公正規定の存在するあるに非ずんば、決定するを得ないのである。然も、斯くの如き慣習法及び倫理的公正規定は、假令當該業者間に規定せられたるものありとするも、時代と共に推移し、經濟及び文化の發達と共に、變遷するもの

であつて、經濟界の情勢の變化によつては、この妥當性は、年と共に更訂せらるべき性質をさへ有するのである。従つて暴利を決定するに當つては、事實に即し、費情に即すべきことを必須の條件とするのである。財界並びに業界の當時の状態を前提としたる上に於ける、各當事者の業務慣習並びに、經營經濟の實情の解明を外にして規定するを得ないものに屬するのである。

暴利の取締が最も問題となるのは、社會的緊迫狀態、又は經濟的恐慌の場合である。蓋し、從來の經濟社會の均衡が一時的に濫され、正常の場合に於ける社會慣習が用をなさず、當事者の評價基準も亦、混亂を受くるを免れないがために、公益の必要に基き、國家は正常又は適正の基準を維持せんがために取締を行ふのである。

産業組織の異常なる進展に伴ひ、經濟秩序の濫さるゝ傾向ある場合に於ても亦、暴利の取締を必要とする。蓋し、その變化がたとひ徐々に起るとしても、新しき均衡狀態が生ずるに至るまで、即ち、新しき落着きの生ずる迄の間に於て、各經濟階層間に於ける利害は歪曲を生じ、過去の傳統と經驗とは、これあるが故を以て、却つて事情に適せざるに至る。この故に、國家は、公權の發動により、據るべき基準を示し、之によつて維持せらるべき傳統と、慣習とを選択し、併せて經濟機構の趨くべきところを指示せんとするのである。然し、之等の場合に於ても、その示さるべき基準は、産業組織と經濟社會の動向の中に探し求めらるべきものであつて、超越的、理念的に規定し得ないのである。意圖するところは、國益の増進、秩序の維持、並びに自然の發達の促進であつて、暴に報ゆるに暴を以てすべきものでないのである。蓋し、暴利の取締は不正、又は行き過ぎたる利得の制約にあるのであつて、國家が正義の保持

者として、國民の附託に應へ、公平を實現せんとするにあるからである。

戰時經濟體制に於ける暴利の取締は、この兩者の意味を含みたる特殊の場合である。そこに生ずる軍需上の特別の需給關係が、經濟の構成を、歪曲するが故に、これを是正せんことを念願するものであつて、實は國策の線に沿ひて、濫されたる需給の異常と、商取引の阻害に基く社會評價の更改によつて、生ずることあるべき暴利を抑制せんとするのである。従つて、茲に生まるべき基準は、必ずしも、正常時のそれと同一たり得ない。但し、戰時經濟體制の確立は、やがて意識せらるゝと否とに關はらず、結果として新しき經濟秩序を生むものであるから、その趣旨により基準が選ばれるのである。而して此の際選ばれるべき基準は、同様、超越的に又、恣意的に定まるべきものに非ずして、條件の變更を豫定しつゝ、正しき傳統と、維持せらるべき慣習との中に選擇せられたるものでなければならぬのである。若し、この基準にして新しき混亂と、焦慮とを加へ、突如として新なる飛躍を豫定するものでありとするならば、正義は、却つて之に因つて又濫され、公平は、重疊的に阻害せらるゝに至るからのである。

四

暴利概念に於て、採り上げらるゝ『利』とは何であるか。而して如何なる内容を持つものであるか。

暴利に於て問題となる『利』も亦、歷史上幾多の推移を遂げたるものである。假りに、之を世界大戰以後に於ける各國法制上の經驗に徴するも亦、我々は、實に豊富なる先例を見出すことが出来るのである。

その對象となりたる利益又は利得は、經濟上に於ける、凡そ考へらるべきあらゆる所得の種類を網羅して居るので

あつて、例へば、金錢貸借上の高利、高地代、過當なる家賃、之に伴ふ不當なる敷金、老舗料、地上權料の如きを始として、高率配當、搾取に基く『過當なる』利得、及び超過利得の如きより、場合によつては、多額の手數料、仲介料、賃銀、報酬、俸給、給與の如きに至る迄、それぞれ問題とせられたることがあるのである。

商人的收益については、殊に問題とせられたのであつて、同じ高率貸附利子にしても、繼續的に之を業務として營まると場合に於ては、之あるが故に、殊に問題とせられるのである。即ち、高利貸的業務を營む者の利子を問題とし、又、賣買上の高率割掛けを問題とするが如きが之である。蓋し、『常習』を嫌ふ意味である。

その相手方が經濟的、又は社會階層的に、弱者又は弱小經營である場合、若しくは、取引の對象が生活必需品、又は日常必需品であつた場合に於ては、特に問題とせられて居る。例へば、資本家たるが故の利益、食料品取扱業者の利益、質屋の利益、木賃宿の利益、日濟し、烏金^{からすがね}、等をもつてする貸附、自由労働者を使役するものゝ利益、分割拂販賣の利益、問屋の利益と言ふが如くである。この種の場合に於ける考へは、その利得が經濟上の意義又は計算よりして『當然』かくあるべき『價格』であるに拘らず、相手方が弱いことのために、社會的意義に於て問題とされるのである。

又、暴利を問題とせらるゝに際して、その利益の獲得方法、或は業務執行の手段及び慣習が、社會的正義に反し、或は『正常なる』取引の方法に反すると言ふ意味に於て、『好ましからざるが故に』問題とせられて居ると言ふ種類のものがある。この中にも亦、二種の區別を認め得るのであつて、例へば、口入^{くたし}、才取、團子取、談合、等による利益

を排し、或は賣買業に於ける駈引、懸値、値引、割戻し、拂戻しを不當なりとするが如く、主として取引方法の如何を問題とする場合がその一である。

その二は、取引の影響が社會的であつて、經濟社會の機構を『不當に』濫す怖れありとせらるゝものである。

所謂『社會的暴利』(Sozialwucher)と稱せらるゝものが之であつて、主として、市場價格の惑亂(Preisverwirrung)に屬するものである。狹義に於ける暴利として之を指す者もある。例へば、爲替相場の吊上げ、或は引下げを行ふて巨利を博せんとするが如き、又或は國策に反し、又は社會的惡影響を顧みずして爲替の變動を生ぜしむるが如き取引を營むが如き(ドル買ひの例)が之に屬する。物價の側にあつても亦同様であつて、賣買業者の營む、買占め、賣崩し、ダンピング、特賣、買溜め、賣惜しみと言ふが如く、或は又、カルテル的結成、或はトラスト的組織に基く價格の吊上げ、又は維持、獨占的勢力を利用して行ふ價格の惑亂と言ふが如きが、又之に屬するのである。

大規模經營及び組織的經營機構の成立、或は大量販賣、若しくは組織的協同販賣機構の發達は、その競争力の増加により、過去の傳統に生くる中小經營者、或は家業的經營者、若しくは生業的經營者の經營を壓迫するが故をもつて、之がためにその競争を不當、或は不正なりとし、之を『暴利』の中に數ふる者がある。例へば、反百貨店運動、反連鎖店運動、反産業組合運動、反公業運動と言ふが如くである。

この部面は、實は本來の意義に於ては『暴利』となすに適せないのであるが、これが論ぜられて居る例のあることを見ると、大量生産又は大量販賣、若しくは組織的經營機構に基く競争力の増大が、一方には獨占的勢力を作ると共

に、カルテル的又はトラス特的威力を持ち、従つて價格の新しき『基準』を作り得ること（例へば百貨店價格が小賣市場の標準價格となると言ふが如し。）が、從來の價格を『惑亂し』、又顧客に對する新しき販賣方法をとり得ることが、在來の販賣方法に對して『不正競争』となり、又、従業員の待遇を改善し得ることが、従業員の『爭奪』を生じ、競争力のあることが、抱合・嵌合又は組合せに基く賣價政策を可能ならしめ、従つて此事に依つて、『不當』に安價なるものを生じ、一方に『不當に』高價なるものを生ずべしと推定せらるゝと共に、薄利多賣、又は薄利多産による高速度・大量の、生産・販賣が『暴利』の根源となる、と論ぜらるゝに至るのである。

即ち、利益率の高、又は口錢率の高、即ち『割掛け率の大小』より言へば、從來の生産又は販賣は、『厚利少賣の原則』に従ふのであるから、この意味に於て、家業的經營及び生業的經營は、『薄利多賣の原則』に従ふ企業的经营に比較し、『高利』を得て居るものではあるけれども、『總益』に於て、又『結局の手取金』に於て、高きが故に、而してその取引方法に於て、社會的勢力の點に於て、而して又、傳統及び經驗に反するが故をもつて、『公正を害し』、『社會的正義に反し』、かるが故に『暴利』ありとなさるゝが如くである。

五

論じて此處に至れば、一見單純なるが如き『暴利』概念も、具體的に之を把握せんとするに當つては、立場と觀點の相異により、一義性を有せず、之を取締らんとするが如き場合にあつては、嚴に戒心を要する點が多いことを知るのである。即ち、暴利は、本來的には『倫理的』又は『社會理想的』に着想せられたる概念であるから、『經濟的』に

これを規定せんが爲には、單純に『社會經濟的』若しくは『國民經濟的』に規定し得ず、『經濟技術的』見地に於ても亦、之を把握するに充分でない。經營經濟の實質に立入り、市場經濟の取引を、業務上の見地より分析解明し、『經營技術的』見地に基いて規定せられなければならないのである。

その性質は、前にも論じたるが如く、『社會的不正』と言ふ意味より言へば、窃盜、強盜、脅迫又は詐欺の持つ性質に準じて考へらるべきものであるから、取締りの規準にして、一朝正しからざらんか、その影響の及ぶところは計り知るべからざるものがあるのである。無辜の民をして據るべきところを失はしめ、『純良の』業者をして信用の失墜と、取引の混亂とに泣かしむる結果となるに鑑み、十二分の注意と周到慎重の用意をもつて對處しなければならぬと思ふのである。殊に戰時に於ける暴利取締は、その性質が重要なだけ、暴利の廉によつて制裁を受くる者は、非國民の列に入る次第であつて、刑罰の上より言へば、極刑に類するわけであるから、刑事政策上、殊に重大なるものあるを知らなければならぬのである。

從來、暴利取締は、その側面の異なるに従ひ、それぞれ關係の多くの法令によつて行はれて居る。前にも述べたるところの如く、社會的に觀念せらるゝ暴利には、本來多くの種類があることであるから、それぞれ異つた法令に従つて取締ることは當然であるが、然し、その法令が制定せられ、發布せられたる時代及び年代に著しき差異があり、その間に統一なき場合もある様である。又、取締りの基準を定めたる主たる法令と、その施行を定めたる法令、又は諸規則との間に矛盾、撞着のあることもある様である。法令が相次いで發布せられ、又、事情に即して諸規則が、相次

いで改訂せらるゝの結果、立法者の趣旨、又は法律制定時の事情と施行の實際とが相離反するに至り、又或は、急速に取締が實行せられたる場合に於ては、業者並びに官廳關係者の双方に、その趣旨を徹底せしむるに暇あらざりしがためをもつて、又或は、假令日時に若干の餘猶ありたる場合に於ても、業務執行又は從來の取引上の慣習により、既に行はれ、且進行しつゝある取引あることの結果（例へば延取引、賣買約定、包括賣買契約、委託取引、半製品及び仕掛品、着手準備中の取引、手直し及び修繕の取引、殊に期間の定めある場合の如き）急速に之に適應して對處し得ざる場合あるが如きによつて、徒らに混亂と不統一とを生ずる場合もないではなかつた様である。之らも亦、『暴利』が本來、時點的、或は相對的意義を有するに過ぎざるものであることに想到すれば、立法技術上並びに法令施行上、この意味に於ても亦、注意を要する點が頗る多いのである。

六

既成の暴利概念の中には、『高利』即ち利率の高さ、或は利益率の大きさを以つて規定するものがある。例へば利息制限法の如きは、その最も典型的なるものであるが、近來に於ける賣買利益の取締に關する諸規則、又は諸取扱の中にも、之に類するものがある。

例へば、最高價格の決定に於て、繊維品中綿ネル、或は三綾青年團服の小賣價格は、卸賣口錢として五分以内、小賣口錢として一割以内、婦人裏毛綿メリヤス下着の價格は、卸賣口錢として一割以内、小賣口錢として二割五分以内と定められたるものゝ如く、ゴム製品中、自轉車タイヤの卸賣價格は、工場價格に一割を、小賣價格は、之に三割五

分を加へたるものと定むるが如く、それぞれ賣買、又は加工の口錢として、これらの最高率を定めたるものと傳へられる。

然るに、問題は、これが最高公定價格の決定ではあるけれども、この價格をもつて、當該商品を賣渡してもいゝと言ふ意味ではないのであつて、仕入値段、又は製造原價が一定の高である場合に於ては、これにその率を加へたる範圍内に於て販賣しなければならぬと言ふ意味であると言ふことであるから、この價格の決定は、實は利息制限法と同じく、利益率又は口錢率を定めたる意義に他ならないことになつて居ると言ふところにあるのである。

これらの考へは、平素に於ても、亦、公共企業或は公設市場の取締、その他に於ても亦見らるゝところであつて、取締の手段としてかくの如きは、甚だ簡明なるの利益はあるが、同時に暴利の認定につき、かくの如き定め方が最も正當なるものであると言ひ難いのである。

尤も、戰時體制下に於ける價格の取締は、『如何なる犠牲を拂ふとも』成るべく低きをよしとし、又第一線に於ける奉公の將士を思へば、如何なる犠牲をも拂ひ得べき筈であると言ふことは當然であるが、銃後の經濟の確立は、國民總力による國防に對して重大なる意義を有することに思ひを致せば、この『犠牲』にも、『犠牲の公平』の見地より一定の經濟上の限界が存在するわけである。

又、たとひ、一定の口錢率又は利益率の幅が認められることは正當であつても、この率が『釘付け』となる性質のものでありとするならば、必ずしも正當ではないのである。蓋し、この利益率の算定は、多くは、市場に於ける平均

口錢率又は平均利益率によつて定めらるゝ傾向があるが、平均口錢率は、單なる『平均の』性質を有するに止り、諸經營は、この平均口錢率、又は利潤率をもつてその『存立』を維持し得るとは限らないのである。現に『平均』たる以上、その以上とその以下のものとがあるからのことである。

若し、この率が最高でありとするならば、同時に最低を定め、業務上の運營に委す餘地を残して置かなければならぬのである。現に、利息制限法の如き單純なる金錢貸借取引に於てすら、この率の維持は困難である。多くは各種の業務慣習上の『費用』が借手に賦課せられて居るのである。然も、若し之を強行すれば、却つて借手の『利益』、否『存立』を害することさへあるのであつて、却つて經濟上の正義に適はない場合があるのである。

賣買取引は、金錢貸借的側面を有する他、商品の引渡し側面を持つて居る。製造業務に於ては、尙この他に生産と言ふ業務を營むのである。即ち、その業務は多面性を持つて居るのであるから、單純なる『釘付け』の結果は、業務の存立をなす能はざるに至るの怖れが倍加するのである。このことが、又、經濟機構の破壊を來し、犠牲の不公平を生ずるのである。世に角を矯めて牛を殺すと稱せらるゝのはこの場合のことである。

これを強行せんとせば不公平を免れず、その運用に手心を加ふれば法の適用が不能となる。即ち一個の業務にあつてさへ、取引の形態、取引量、經營の規模、業務の季節的繁閑、顧客層の種類等々による差別があるのであるから、この點を鑑るところがなければならないのである。従つて、利益率及び口錢率にも一定の幅を認め、且、現在禁ぜられて居ると傳へられて居る、取引の組合せ、抱合せ、嵌合の如きをも、これを或る程度迄認むるにあらざれば、取引

の實情に適せず、却つて不公平と不當とを生ずるのである。強行すべきは、法定の幅の限度内に於て業務を執行せしむべきことであつて、釘付けであつてはならないと思ふのである。

一定口錢率又は一定利益率を定めんとする思想の弊害は、又その率が『適限』に於て定められずして、『最低』に於て定まる傾向のあることである。殊にその結果は、弱小經營、或は弱體經營に不利を生ずる。即ち、現在の經濟社會の下に於ては、家業經營及び生業經營が之に當る。これらの諸經營に於ては、『口錢』或は『利益』は、資本に對する『利潤』を意味するものにあらずして、實は『賃銀』又は『給與』の性質を持つからのことである。

このことは、企業經營に於てすら、特殊の大資本家的企業を除けば、又妥當するのである。蓋し、企業者は、『利潤』を追求して居るけれども『現實の企業に於てはその計算上の『引合性』を充すに過ぎず、『利潤』を得て居るものは、むしろ少數であつて(例へば、小賣商中に於ては、『純利益』を残し得るものは、二割以内と傳へられる)、多くは費用を支拂へば、資本の消却をなす限りに於てすら不足を告ぐるものが多いのである。企業經營は、利潤を目標とすると傳へられて居るけれども、實はその性質は、企業者の『後拂賃銀』たるの性質を持つものが多いことに留意しなければならぬ。従つて企業經營は、此意味に於て、經濟組織上の配分關係に於て、『請負制度』の性質を持つから、若し、最高利潤率を定め、又は平均利潤率を強行せんとせば、一定の『生活保障』を與ふるか、少くとも、『最低純益』を保證しなければならぬことになるのである。

従つて又、若し平均口錢率又は平均利益率が、弱體經營を基準として定めらるれば、強力經營は『暴利』を得ること

となるべく、強力經營を基準とすれば、弱少經營は『破滅』の域に彷徨する。この故に弱體經營の『他力更生』を策するか、その組織化に基く『自力更生』を策することを先にして、又は、これと共に階調を保つことによつて、『暴利取締』をなし得べきである。

七

經濟統制の進展に伴ひ、從來の自由主義經濟下に於ける商人主義市場機構を更正せんとする思想が一部に行はれて居る。従つて又これに伴ひ、從來の市場價格主義、即ち市價主義を排し、原價主義を採用せんとする主張が、相當行はれて居る様であるが、暴利取締の基準に、直ちに原價主義を採用することは、そこに又、一定の危險を藏するのである。

現在の市場組織は、その内に一定の缺陷を藏することは事實である。殊に價格決定の基準となるべき需給の双方の關係に於て、企業者又は生産者中心の利益が代表せらるゝ傾向があつて、そのために消費者の利益が顧みられず、又、國民經濟の總益が害せらるゝ部分もないではないのである。然し乍ら、之に代はるべき經濟機構は、未だ必ずしも確立せず、經濟の更改は漸を追ふてなさざるべからざるものに屬するが故に、今突如として原價主義原則により計算經濟機構を立つることを試むる時は、その爲めに却つて混亂を生じ、又、却つて公平を害する恐れもある。

例へば、仕入原價、或は製造原價を基準として『利益』が算定せらるゝ場合に於ては、人件費について、前述するが如き、生計主義の原則さへもが充し得ざる場合あるの他、物件費に於て『再調達價格』が保證せられざる結果、資

本の減耗を來し、改良及び保全の餘地を有せず、從つて又、能率増進と、無駄排除との努力が行はれざるに至り、經濟は萎微し、國民民福は害せらるゝに至る恐れがある。若し、仕入原價、或は製造原價の再獲得のみの強行が行はるるものとすれば、その強制の程度の大なるに従ひ、『強制徴收』を生ずる場合がある。即ち、暴利を抑へんとして、却つて他の『不公正』を行ふの結果となる。

原價主義原則の確立には又、その前提として、經營機構の更改、標準會計制度の採用、經營受檢義務の規定、經營檢査士の計畫的養成等の用意を必要とするのであつて、不用意の儘原價主義原則が強行せらるゝものとすれば、その製品、又は商品の用役、或は、顧客又は需要者の『評價』が顧みられざるの結果、そこに却つて『正常ならざる』價格を生じ、新しき『暴利』を生ずる根源となる。

原價主義原則は、決して、そのことより直ちに『公正價格』を生ずるものではなく、又必ずしも『廉價』を生ずるものではない。而して之が強行せらるゝ程度の大なれば大なるだけ『獨占』又は『準獨占』の弊に類するものを生ずる。即ち、國家が公權の發動により、販賣量、或は製造量を一定すると共に、口錢率或は利益率を公定することは、あらゆる企業及び生業の特權化するものであるからである。

若し、其價格が、此意味の基準により、法定せらるゝ場合に於ては、法制上の意義に於て『暴利』は生じないが、經濟上の意義に於て『暴利』を生じ、之によつて消費大衆又は國民の利益が害せらるゝ怖があり、從つて、『公正』が害せらるゝ怖れもあるのである。

八

暴利は複雑なる問題であつて、其概念は、一義的・固定的に之を定むるを得ないのである。

戦時經濟體制の必要は、適正なる暴利取締の必要あるものであるが、元來暴利が經濟上の意義に於て多義性を有し、然かもその取締は強行の度合大なれば大なるだけ、影響するところ大なるものあるに鑑み、慎重の用意と十二分の注意をもつて、これが施行の任に當らなければならないものと思ふ。

戦時經濟は長期の體制に移行し、國民經濟の『正常にして』『正當なる』維持を考へざるべからざる際に當り、殊に、周到なる考慮が要求せられるのである。元來、國民經濟の健全なる發達は、個別の經營經濟の存立及び繁榮を基礎として成立つものであるが、然るに、個別の經營經濟の存立及び業務慣習は、永年の發達により、その内に一定の合理性を持つに至つて居る。國家の必要は、殊に其の戦時體制下に於て、公益を私益に先行せしむるを要求するのであるが、若し經濟機構の更改が、個別の經營經濟の存立を不用意の内に破壊し、又、業務慣習の突如たる更新を行はざるべからざらしむる場合に於ては、此事が又、却つて公益を害する場合を生ずる。従つて、あらゆる經濟政策の樹立及び實行には、個別の經營經濟並びにその業務運營の歴史性と個別性とを輕んずることなく、併せて國民生活の文化價值向上を目指して行はなければならない。暴利取締の如きは、その中に倫理性及び文化價值性を藏するだけに、殊に注意を要するのである。

今や我國民經濟は、新なる民族的發展を契機として、産業組織及び配分機構の上に、全體主義の理想に基く一つの

經濟革新が行はれつゝあると考へられる。果して然りとすれば、その經濟意識の中心に重大なる交渉を持つ暴利概念の決定、及びその取締の施行に當つて、國家は公正を害せず、經濟の進展に即すべき確固たる檢討を行ふことによつて、謬を未然に防ぎ、生ずべき混亂、又は生じたる當惑を更訂するに吝かなるものがあつてはならないと思ふものである。